

# 第12章

## 防災対策の充実

## 第12章 総論

文部科学省では、児童生徒などの安心・安全を確保するため、災害対策基本法などに基づき「文部科学省防災業務計画」を策定し、防災教育の充実や学校施設の防災機能強化などの災害予防の推進、災害応急対策の推進、災害復旧の支援及び防災に関する研究開発の推進などに取り組んできました。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所・第二原子力発電所事故の発生により、東北三県を中心に未曾有の被害が生じました。このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、文部科学省としては、防災教育や施設の防災機能強化、地震調査研究の推進など、より一層の防災対策の充実に努めてまいります。

## 1 防災体制の確立

地震、津波、火山噴火、台風・集中豪雨などの自然災害や事故災害に対し、迅速かつ適切に対処するためには、総合的かつ計画的な防災対策を進めることが重要です。

### (1) 文部科学省の防災計画

文部科学省では、災害対策基本法などに基づき、次のような目標を基本とした「文部科学省防災業務計画」を策定し、防災対策の充実に努めています。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、文部科学省防災業務計画に津波対策編を追加するなどの改訂を行いました。

- ①学校などにおける児童生徒などの生命・身体の安全を図ること
- ②災害による教育研究実施上の障害を取り除き、教育研究活動の実施を確保すること
- ③学校などの施設・設備の災害復旧に万全を期すること
- ④防災に関する研究活動などの効率化と強化を図ること
- ⑤被災者の救援活動に関し、的確な連携・協力を行うこと

これにより、総合的な防災体制を確立するとともに、災害予防の推進や災害応急対策の取組、災害復旧・復興の支援、防災に関する研究開発の推進など諸施策を総合的かつ計画的に進めています。

さらに、「文部科学省首都直下地震対応業務継続計画」を策定し、非常時においても国民生活上重要かつ停滞してはならない事務を必要最低限継続できるよう、防災体制の確立に努めています。

### (2) 都道府県や市町村の防災計画

都道府県や市町村においては、防災基本計画<sup>\*1</sup>や文部科学省防災業務計画などを基に地域防災計画を作成し、学校などにおける防災体制の整備充実に努めています。

文部科学省では、災害などが発生した場合に必要な児童生徒などの安全確保のための対応策などについて、学校や教育委員会の参考となるよう、基本的事項を取りまとめています。また、平成24年3月には、各学校が地域特性や児童生徒等の実態に応じた学校防災マニュアルを整備・充実する参考として、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を全国の学校に配布しました。

## 2 災害予防の推進

文部科学省では、災害時において、児童生徒などが自ら適切な行動をとれるようにするため、防災教育をより一層充実するとともに、児童生徒などの学習・生活の場であるとともに災害時には地域住民などの避難場所となる学校施設について、防災機能の強化をはじめとした災害予防を積極的に推進しています。

### (1) 防災教育の充実（参照：第1部特集2第2節4）

各学校においては、子供の時期から正しい防災知識等を身に付けさせるために、学習指導要領に基づき関連教科や特別活動など学校教育活動全体を通じて、防災教育を含む安全教育を行っており、文部科学省では、具体的には次の施策を行っています。

- ①学校における安全指導の進め方や避難訓練の実施を含む指導計画の作成などに関する教職員用参

\*1 防災基本計画

防災基本計画は、災害対策基本法に基づき中央防災会議（会長：内閣総理大臣）が作成する我が国の防災に関する基本的な計画であり、各種防災計画の基本となるもの。この計画に基づき、各指定行政機関や指定公共機関は防災業務計画を作成する。

考資料などの作成・配布

- ②地震などの自然災害時に、子供が自ら安全な行動をとることができるよう、必要な知識などを身に付けさせるため、授業などにおいて活用する防災教育教材の作成・配布
- ③防災教育・防災管理等を中心とした学校安全に関する必要な知識等を習得させ、各地域・学校において指導・助言者となれる教員等を養成する研修会の開催（教員研修センターで実施）

## （2）防災機能の強化（参照：第1部特集2第2節2）

東日本大震災や阪神・淡路大震災、新潟県中越地震などの大規模地震発生後には、多くの学校施設が避難所として利用されてきました。一方で、学校施設での避難生活において施設の面でも様々な不便が生じたこと、また、天井材や照明器具などの非構造部材の被害によって避難所として使用できなかった例が見られたことなど、学校施設を避難所として使用するために防災機能について、様々な課題が指摘されています。

このような観点の下、国立教育政策研究所によって学校施設に必要な防災機能について調査研究が行われ、平成19年8月（20年7月一部追記）に報告書「学校施設の防災機能の向上のために」が取りまとめられました\*2。

また、文部科学省では、東日本大震災の被害を踏まえ、有識者による検討会を開催し、学校施設の安全性や防災機能の確保など、特に重要な課題について検討を行い、「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言を取りまとめました\*3。

さらに、国立教育政策研究所による学校施設の防災機能に関する実態調査結果（平成24年12月25日公表）等を踏まえ、学校施設の防災機能の強化に取り組むよう各都道府県教育委員会などに対し周知を図るとともに、24年度から防災機能強化事業を創設し、地方公共団体が実施する非構造部材の耐震化、避難経路や外階段の設置、備蓄倉庫、屋外トイレ等の整備に加え、自家発電設備の単体整備についても補助対象とし、公立学校施設の防災機能を強化する事業を支援しています。

また、余裕教室（参照：第2部第9章第2節2（3））を、備蓄倉庫など地域防災のための施設に転用する場合の財産処分についても、手続の大幅な弾力化・簡素化を図っています。

## 3 災害応急対策の取組

文部科学省では、自然災害が発生した場合の応急対策として、迅速かつ的確な情報収集に努めるなど初動対応を実施するとともに、都道府県教育委員会などの要望に応じて、被災施設の応急危険度判定や児童生徒などの心のケアなど必要な支援を実施しています。

### （1）発災時の初動対応

文部科学省では、自然災害が発生した場合、迅速かつ的確な被害情報の収集に努めるとともに、児童生徒、学生や教職員の安全確保、被害増大や二次災害の防止など必要な措置を講じるよう、都道府県教育委員会などの関係機関に依頼しています。また、激甚災害\*4などの大きな災害が発生した場合には、文部科学省職員を現地に派遣し、被害状況の調査や建物の安全点検などを行っています。

### （2）被災文教施設の応急危険度判定に関する技術的支援

学校などの文教施設が地震により被災した場合、その後の建物の倒壊や落下物による二次災害から

\*2 参照：<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/bousaitsuiki.pdf>

\*3 参照：[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetsu/017/toushin/1308045.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetsu/017/toushin/1308045.htm)

\*4 激甚災害

国民経済に著しい影響を及ぼす災害、または局地的な災害ではあるが被害の程度が激甚で、被災地域への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大きな災害をいう。

児童生徒や避難住民の安全を確保するため、早急にその被害状況を調査し、建物の当面の使用の可否について判定（応急危険度判定）する必要があります。

文部科学省では、阪神・淡路大震災における調査の経験に基づき、「被災文教施設応急危険度判定に係る技術的支援実施要領」を定め、調査団を被災地に派遣し、応急危険度判定に関する調査を実施しています。近年では、平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震、23年3月に発生した東日本大震災の際にも、職員を派遣し調査を行いました。

また、調査方法に関する指針として策定した、「被災文教施設応急危険度判定方法について」により定期的に講習会を実施し、応急危険度判定を行うことができる人材の養成にも努めています。

### （3）災害時の心のケア

文部科学省では、災害時における児童生徒などの心のケアについて、心のケアの体制づくり、危機発生時における健康観察の進め方、児童生徒などの心のケアに関する対応方法等について提示した教職員用の手引や保護者用のリーフレットの配布などの支援を行っています。

## 4 災害復旧の支援

文部科学省では、被害を受けた公立学校施設において教育活動を円滑に実施できるよう、施設の災害復旧に要する経費の一部を国庫負担（補助）しています（図表2-12-1）。

平成22年10月の鹿児島県奄美地方における大雨では、床上浸水により教具・教材の破損・汚損、建物内部への汚泥堆積などの被害が発生しました。また、23年3月の東日本大震災では、地震による校舎の亀裂、校地斜面の崩落や校庭の液状化に加え、沿岸部の公立学校では、校舎2階にある教室まで津波が押し寄せ、ガラス窓や天井材及び教具・教材などを流出させるなどの被害が発生するとともに、原子力発電所の事故により、校地内の放射線量が屋外活動を制限しなければならない基準値を超える被害が発生しました。

さらに、平成23年9月の台風第12号による大雨では校地斜面の崩落、河川の氾濫で床上浸水などの被害が発生し、24年6月から7月までの梅雨前線による豪雨等では、学校敷地への土砂の流入や床上浸水による教具・教材の破損・汚損、建物内部への汚泥堆積等の被害が発生しました。これらの災害は、激甚災害に指定され、公立学校施設の災害復旧事業について、地方公共団体ごとにその財政規模に応じて国庫負担額が引き上げられました。

図表 2-12-1 平成22～24年に発生した災害による公立学校施設災害復旧事業

発生区分	件数	災害復旧費
平成22年	46件	4億8,000万円
平成23年		
東日本大震災	約2,935件	658億2,000万円
その他の災害	179件	21億700万円
平成24年	170件	11億9,000万円

（注1）発生区分は1月1日～12月31日まで

（出典）文部科学省調べ



平成24年7月九州北部豪雨で被災した学校施設（浸水）

## 5 防災に関する研究開発の推進

科学技術を生かし、自然災害による被害の軽減を図るため、文部科学省では、地震調査研究推進本部の方針に基づき、地震調査研究を進めています。併せて、防災科学技術研究所では我が国の防災・減災研究の基盤となる地震・火山観測網等のインフラを整備するとともに、それらを活用した研究開発を推進しています（参照：第2部第6章第4節②（2））。